



後期高齢者医療保険料・国民健康保険税

# 税金の社会保険料控除の取り扱いについて

後期高齢者医療保険料と国民健康保険税で特別徴収（年金天引き）が始まりました。支払い方法（年金天引き、口座振替）によって所得税や住民税の社会保険料控除の取り扱いが異なります。

所得税などでご家族を扶養対象としている方、扶養対象となっている方はご注意ください。

- 公的年金から「年金天引き」により保険料（税）を納付されている場合は**年金受給者本人**が対象となります。それ以外の方が社会保険料控除とすることはできません。
- 「口座振替」により保険料（税）を納付した場合は、その**口座名義人**の社会保険料控除の対象となります。

後期高齢者医療保険料・国民健康保険税を「年金天引き」により納付されている方、又は今後特別徴収の対象となる方のうち、下記の方は「口座振替」へ変更することが可能です。

詳しくはお問い合わせ下さい。

## 後期高齢者医療保険料 (①または②)

- ① 過去2年間の国民健康保険税の滞納がない方  
… 本人名義の口座
- ② 本人の年金収入が年間180万円未満の方  
… 同一世帯の世帯主または配偶者の口座

問い合わせ 役場町民課保険医療係  
☎985-4107

## 国民健康保険税

- ① 現在まで国民健康保険税の滞納がない方  
※ 会社の健康保険（国民健康保険組合を除く）などの被用者保険の被保険者であった方については、口座振替への変更はできません。

問い合わせ 役場税務課町民税係  
☎985-4110

## 松前町ごみ減量対策委員募集

ごみの減量化、再資源化をより一層進めるため松前町ごみ減量対策委員会の委員を募集します。

熱意をお持ちの方のご応募をお待ちしています。

**応募資格** 20歳以上で、委員会（毎月第1月曜日開催）に出席可能な方

**活動内容** ごみの再資源化や減量について、意見やアイデアを話し合い実践する。

**応募方法** 住所、氏名、年齢、職業、電話番号、ごみの再資源化や減量に関する意見をご記入のうえ、ハガキかFAXでご応募ください。

**募集期間** 9月1日（月）～9月19日（金）

**任期** 2年間（平成20年10月1日～平成22年9月30日）

**選考と結果** 公平に選考を行い、9月下旬に通知します。

**謝礼** 年間5,000円の商品券

**申込み・問い合わせ**

〒791-3192 松前町大字筒井631番地

役場生活環境課ごみ対策係

☎985-4117 FAX984-8951

## 放課後児童クラブ指導員募集

任用職種	嘱託職員
業務内容	体育レクリエーション、学習活動、児童の生活指導など
募集人員	若干名
年齢要件	18歳以上65歳未満（昭和18年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた方）
任用予定期間	平成20年10月1日～平成21年3月31日（更新予定あり）
勤務日・時間	学校登校日（月曜日から金曜日）：放課後～18時 学校休業日（土曜日及び長期休暇中）：8時30分～12時
応募資格	高等学校若しくは中等教育学校を卒業し、児童の育成及び指導に熱意をもっている方 ☆ 特に教諭、保育士の資格をお持ちの方歓迎
報酬	月額 85,800円
社会保険など	労働保険加入
任用決定	面接により決定
申込方法	履歴書（市販のもので可）又は資格証の写しを役場福祉課児童福祉係に提出してください。（受付時間 8時30分～17時30分）郵送不可。
申込締切	9月12日（金）17時30分まで
面接日・場所	随時、本人に別途通知・松前町役場
問い合わせ	役場福祉課児童福祉係 ☎985-4114